

調達価格等算定委員会（第 85 回）
議事要旨

○日時

令和 5 年 7 月 13 日（木） 9 時 30 分～ 9 時 53 分

○場所

オンライン会議

○出席委員

高村ゆかり委員長、秋元圭吾委員、安藤至大委員、大石美奈子委員、松村敏弘委員

○オブザーバー

農林水産省、国土交通省、環境省、消費者庁

○事務局

能村新エネルギー課長、潮新エネルギー課長補佐

○議題

屋根設置太陽光の取扱い及び認定手続厳格化に伴う入札対象案件の取扱いについて

○議事要旨

委員

＜屋根設置太陽光の取扱いについて＞

- ・ 事務局案に賛成。
- ・ 価格上乗せのメリットを享受するため、費用の安い簡易な構造物の屋根にパネルを載せるといった不適切な案件を防ぐという観点で、今回の提案は的確な対応である。
- ・ 既存の建物か新築の建物なのかは区別しないものと承知した。既存の建物の上に乗せる場合は、安全性確保のために追加のコストがかかる可能性もあり、一律のルールが適切なかどうかは、長い目で見れば議論の余地がある。
- ・ 認定取り消しの対象となる不適切な事例がどういうものなのか、言葉の説明では判断が難しい場合がある。例を示せると分かりやすい。
- ・ 書類の確認を漏れなく行えるよう、事後的に提出を求める書類について分かりやすく申請者にアナウンスすることが重要。

- 「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」でも議論されているが、FIT／FIP の申請は今後も増加が予想されることを考えると、どこにどのような種類の太陽光パネルが設置されているのか把握できる台帳のようなものを整備するべきではないか。
- 認定要件を厳しくすると、不適切な事業の増加を抑制できるが、屋根設置区分の太陽光発電の普及を妨げる可能性がある。今回の事務局案は前者を重視したものと理解した。運用のスタートとしては合理的だが、今回整理したルール外の屋根設置を確実に排除すべきとまでは言えないと思う。自身も判断が付きかねているが、今後、対象を広げる余地はないか精査いただきたい。
- 屋根設置と地上設置の価格差が小さいと、脱法的な対応をとるインセンティブは弱まる。今後価格を決定する際は、この視点も考慮していくべきである。

＜認定手続厳格化に伴う入札対象案件の取扱いについて＞

- 事務局案に賛成。
- 事業規律の強化は災害対策の観点から強く求められる。災害によって再エネ発電設備が地域に被害を及ぼすと、その地域に悪影響を与えるだけでなく、再エネを社会に普及させる上での阻害要因になってしまう。
- 再エネ普及を進めるうえで、地域の方々からの理解は必須のものとなるので、事務局資料にあるとおり、経過措置対象案件であっても関係法令を遵守するという点は重要である。

事務局

- 新設・既設のコスト構造の違いなどを把握できるよう、両者を区別する形での申請を求めるなど、工夫を検討する。
- 限界事例を全て示すことは難しいが、屋根設置の外延を分かりやすく示す工夫を事務的に検討する。
- 事後提出書類の提出を担保させるため、事業者側にも適切にアラートすること等を検討する。
- 台帳を整備すべきとの意見があったが、FIT／FIP 制度外のパネルの把握含め、「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」にて議論していく。
- 建物登記を求めることで、壁のない建築物の屋根に設置したパネルは基本的に屋根設置区分の対象外になる。ただ、ソーラーカーポートを全て対象外としたわけではなく、必要書類を揃えることができれば対象になりうる。今後、屋根設置の外延は実態を踏まえて検討していく。
- 価格についてはまずコストベースの議論を行っていくが、屋根設置における脱法的行為のインセンティブといった実態上の観点も必要に応じて考慮する。

- 屋根設置として認められなかった場合に FIT／FIP の対象外になるというわけではなく、通常の区分での申請も可能である。
- 事務局資料にあるとおり、再エネの普及には地域の理解が重要なので、経過措置対象であっても関係法令の遵守が必要である。

委員長

- 事務局提案について、委員から基本的に異論がなかった。
- 事務局提案をまとめる形で、入札実施指針の変更に関する意見を取りまとめる。
- 本委員会の意見を踏まえ、経産大臣が入札実施指針の改正案を作成の上でパブリックコメントを実施することとなる。事務局には対応をお願いしたい。